

2月16日(火)▶3月15日(火)まで



## 町・県民税 所得税確定

# 申告をお忘れなく

今年の町・県民税の申告と、所得税の確定申告の受付は、2月16日(火)から3月15日(火)までです(土・日曜日は除く)。申告は、町・県民税や国民健康保険税、介護保険料等の税額などの正しい算定のために重要なものです。収入の有無にかかわらず申告をお願いします。

申告期間中は、日によっては大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。皆様のご理解、ご協力をお願いします。また、期限間近の申告では、書類の不備などにより申告期限を過ぎてしまうことも考えられます。必要な書類は、余裕を持ってご準備ください。

◆問合せ  
【町・県民税に関すること】役場税務課 ☎ 296-5892  
【所得税に関すること】東松山税務署  
☎ 0493-22-0990 (自動音声がかかります。)

### 町・県民税の申告受付と所得税の納税相談日

日程	対象地区	会場・受付時間
2月		
16日(火)	石坂一・石坂二・鳩山団地	鳩山町役場3階 305・306会議室  午前9時～11時 午後1時～4時  (申告の状況により 長時間お待ちいただく ことがあります。)
17日(水)	松ヶ丘一・二丁目	
18日(木)	松ヶ丘三・四丁目	
19日(金)	楓ヶ丘一・二丁目	
22日(月)	楓ヶ丘三・四丁目	
23日(火)	鳩ヶ丘一・二丁目	
24日(水)	鳩ヶ丘三～五丁目	
25日(木)	大橋・奥田	
26日(金)	須江・竹本	
29日(月)	泉井・高野倉	
3月		
1日(火)	上熊井・下熊井	
2日(水)	小 用	
3日(木)	大 豆 戸	
4日(金)	赤 沼	
7日(月)	今 宿	
8日(火)	全 地 区	
15日(火)		

■所得税の納税相談で、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得、住宅ローン控除(初年度)などがある方は、開設期間中は、所得税の確定申告会場(東松山市民文化センター)へお願いします。また、納税相談の内容によって受付が困難と思われるものは、東松山税務署の対応となる場合があります。

### 町・県民税

#### ◆申告が必要な方

平成28年1月1日現在、鳩山町に住所があり、次の事項に該当する方。  
① 営業・農業・地代・家賃などの所得のあった方  
② 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得が20万円以下の方  
③ 給与所得者で、勤務先から町へ給与支払報告書の提出のなかった方や給与所得以外に所得のある方、雑損控除・医療費控除などを受けようとする方

#### る方

④ 所得のない方(学生・未成年者など、非課税の判定や扶養認定などの資料として使用します。)  
⑤ 平成28年1月1日現在、鳩山町に事務所や事業所、または家屋敷を有し、鳩山町に住所がない方  
※所得税の確定申告をされた方は、町・県民税の申告は必要ありません。

#### 必要な書類等

④ その他の所得者は所得金額が証明されるもの ⑤ 国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書や支払証明書 ⑥ 生命保険・損害保険等の控除証明書を受ける方は医療費の領収書 ⑦ 医療費控除 ⑧ 障がい者の方(扶養者を含む)は身体障害者手帳・みどりの手帳、または精神障害者保健福祉手帳等 ⑨ 学生は学生証等  
※②～⑨については、原本をご持参ください。

#### 介護保険料などは 社会保険料控除の対象に

平成27年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。  
特別徴収者(年金からの徴収)は年金保険者発行の源泉徴収票、普通徴収者(個人納付)は領収書でご確認ください。口座振替の方は平成27年中に振替された合計額となります。

なお、介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となる場合があります。

### 所得税

#### ◆確定申告が必要な方

給与所得者は、通常、年末調整で所得税が精算されるため、確定申告をする必要はありませんが、次のような方は申告をしてください。  
① 給与所得以外に20万円以上の所得があった方  
② 平成27年中の給与の収入金額が20万円を超えている方  
③ 給与を2か所以上から受けている方  
また、医療費控除を受けるなどの還付申告は、2月16日(火)以前でも、東松山税務署に申告書を提出できます。

#### ◆所得税の確定申告会場

東松山市民文化センター 大会議室(東松山市六軒町5-1)

■開設期間 2月16日(火)～3月15日(火) ※土・日曜日を除きます。

■受付時間 午前9時～午後4時

※この期間、東松山税務署の庁舎では申告相談を行っておりませんので、ご注意ください。

確定申告書を提出される方は、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算される「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.nta.go.jp/>)もご利用ください。

#### 確定申告書への 復興特別所得税額の 記載漏れに注意

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて、復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。  
復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

#### 公的年金等を受給されている方へ(確定申告不要制度のお知らせ)

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。  
※所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合がありません。詳しくは、役場税務課の賦課(町民税)担当までお尋ねください。

#### 課(町民税)担当までお尋ねください。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。  
また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなります。

#### 介護保険法における 要介護認定を受けた方へ

介護保険法における要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは左記までご相談ください。

■問合せ 【介護・後期高齢者医療保険料】高齢者支援課 ☎ 296-1210 【国民健康保険税】税務課 ☎ 296-5892 【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555 (IP電話からは ☎ 03-6700-1144)

### 平成28年度(27年分)から適用 町民税・県民税の主な改正

#### 住宅借入金等特別税額控除の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用期間が1年6カ月延長され、平成11年1月1日から平成18年12月31日まで、または平成21年1月1日から平成31年6月30日までに居住の用に供した場合に適用されることになりました。

#### ふるさと納税

##### 1. 特例控除額の上限の引上げ

都道府県・市区町村に対して寄附をした場合における特例控除額の上限が、所得割額の10%から20%に引き上げられました。

##### 2. ワンストップ特例制度

平成27年4月1日以降の都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)は、一定の要件に該当する方は、所得税の確定申告書を提出することなく、税制上の優遇措置を受けることができる制度が創設されました。この場合、所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として町民税・県民税所得割から軽減されます。  
ただし、次のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

- ◆ 所得税の確定申告書の提出を要する方
- ◆ 所得税の確定申告書や町民税・県民税申告書を提出した方
- ◆ 申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が5を超える方
- ◆ 申告特例申請書に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が異なる方